

第2次佐野市地域公共交通計画作成業務委託実施要領(案)

1 適用範囲

本要領は佐野市地域公共交通協議会（以下「発注者」という。）が実施する「第2次佐野市地域公共交通計画作成業務委託」（以下「本業務」という。）に関し、受注者が遵守しなければならない主な内容を定めるものである。

2 業務履行期間

本業務の履行期限は、契約締結日から令和8年3月10日(火)までとする。

3 業務目的

本業務は、令和4年3月に佐野市が策定した佐野市地域公共交通計画(以下、現計画という。)の取り組み状況等を検証するとともに、現計画策定後に新たに顕在化した問題点・課題等に対応する一方で、『「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデート（令和6年4月26日「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会中間とりまとめ）』を踏まえ、「第2次佐野市地域公共交通計画（以下、本計画という。）」の素案作成を行うものである。

4 準拠する法令等

本業務は、本要領、契約書による他、次の法令及び諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1)本業務に関する国、県及び佐野市の関連計画等
- (2)道路運送法、道路運送車両法等、各輸送サービスにおいて遵守すべき各法令
- (3)地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和6年9月30日改正）
- (4)地域公共交通確保維持改善事業実施要領（令和6年6月14日改正）
- (5)栃木県業務委託共通仕様書（令和2年度版）
- (6)その他関係法令、通達など

5 主任技術者並びに照査技術者の選任等

- (1)受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者、照査技術者及び主担当技術者を配置するものとし、各資格実績証明書とあわせて、技術的と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものとする。
- (2)主任技術者と照査技術者は兼務することができないものとする。
- (3)主任技術者と照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画、又は道路）又は技術士（建設部門（都市及び地方計画、又は道路））の資格を有する者を配置するものとする。

6 貸与資料等

本業務にあたり、発注者は受注者に必要な資料を貸与するものとする。受注者は貸与資料の受け渡し時に借用書等を提出し所在を明らかにするとともに、資料の汚損・亡失等の無いように厳密な管理を行うものとする。また、本業務完了後は発注者に速やかに返納するものとする。

7 質疑及び協議

受注者は、本要領に疑義が生じた場合、本要領により難しい事由が生じた場合、あるいは本要領に記載のない細部については、速やかに発注者監督員と協議し、解決を図るものとする。

8 工程管理

受注者は、作業実施計画書及び作業工程表に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

9 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後、受注者の過失または粗漏に起因する成果品の不良箇所等が発見された場合は、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を速やかに受注者の負担において実施しなければならない。

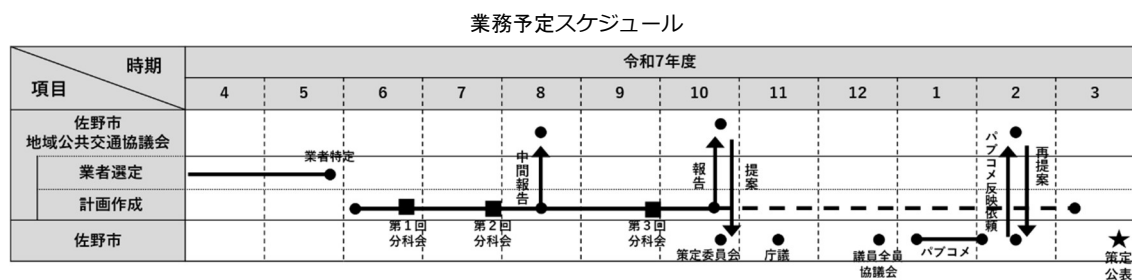
10 成果品の帰属

本業務において作成された全ての成果品の所有権及び著作権等の諸権利については、納入された時点で全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

11 業務内容

(1) 業務計画書の作成

業務内容を理解した上で、具体的な作業等を整理し、作業スケジュールを含めた業務計画を作成する。なお、業務予定スケジュールは次のとおり想定している。



(2) 公共交通に関する基礎調査

①現況データの更新

佐野市が令和6年度発注した『令和6年度佐野市新モビリティサービス事業計画策定業務委託』で整理した現況データ等を活用して市内の公共交通の運行状況を整理するとともに、最新のデータをもとに各公共交通の利用状況の整理を行う。

②市民アンケート調査結果等の分析

佐野市が令和6年度発注した『令和6年度佐野市新モビリティサービス事業計画策定業務委託』で実施した「市民の移動に関するニーズ調査」結果等を活用し、公共交通に関する市民ニーズの変化等を整理する。

(3) 本計画（素案）のとりまとめ

①現計画の検証

現計画に位置付けている施策・事業について、目標値に対する進捗状況を把握するとともに、背景にある問題点・課題を明らかにする。交通事業者や行政等の実施主体の意見なども踏まえて、本計画（素案）への反映方法を検討する。

②地域公共交通を取り巻く課題の整理

(2)、(3)①の結果を踏まえ、佐野市の地域公共交通を取り巻く課題を整理し、地域交通の現状診断をする。

③基本方針、目指す将来像、基本目標の設定

地域公共交通のあり方、公共交通サービスの提供方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共交通の運営・運行体制等について検討を行い、基本方針・目指す将来像を設定する。また、基本方針に基づく基本目標を設定するとともに、目標を定量的に評価するための評価指標、数値目標を検討する。

④目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成するうえで必要となる地域公共交通に関する事業内容、実施主体、事業スケジュール等を検討する。また、達成状況の評価を行うための進捗管理方法や管理体制等の構築、計画を推進するための実行体制やモビリティデータの活用を検討する。

⑤計画書（素案）及び概要版（素案）の作成

①～④までの検討結果を踏まえた内容、各会議並びにパブリックコメントの意見内容を取り纏め、本計画（素案）及び概要版（素案）を作成する。

(4) 地域公共交通協議会（第2次佐野市地域公共交通計画共創成分科会）の運営支援

本計画（素案）の内容等を協議するための会議の開催を3回予定している。開催にあたり、会議資料の作成支援等を行う。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、初回・中間（2回）・納品時の4回を実施するものとする。必要に応じてWebによる打合せを適宜実施する。なお、打合せ結果については、打合せ記録簿を作成し、速やかに発注者に報告し、相互確認を行う。

(6) 報告書作成

上記検討結果を報告書としてとりまとめる。

12 成果品

成果品は下記のとおりとする。

- ・ 報告書（概要版含む） 1部
- ・ 成果品に関する電子記録媒体（CD-R等）